

霧島市条例第5号
平成28年2月25日

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(霧島市行政手続条例の一部改正)

第1条 霧島市行政手続条例(平成17年霧島市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(霧島市情報公開条例の一部改正)

第2条 霧島市情報公開条例(平成17年霧島市条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等(第17条)」を「審査請求(第16条の2)」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第3章中第17条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第17条各号列記以外の部分中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第2号中「決定又は」を削り、「不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)」を取り消し、又は変更し」を「審査請求の全部を認容し」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「とき。」を「場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用す

る同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書（以下この項において「参加人意見書」という。）の写し（反論書及び参加人意見書の写しにあつては、提出があつた場合に限る。）を添えてしなければならない。

第18条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「決定（）」を「裁決（）」に改める。

（霧島市個人情報保護条例の一部改正）

第3条 霧島市個人情報保護条例（平成17年霧島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「救済措置（第44条）」を「審査請求（第43条の2）」に改める。

第25条第3項中「第44条第2号」を「第44条第1項第2号」に改める。

第2章第6節の節名を次のように改める。

第6節 審査請求

第2章第6節中第44条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第43条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第44条を次のように改める。

（審査会への諮問）

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、霧島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求に係る裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書（以下この項において「参加人意見書」という。）の写し（反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

第45条各号列記以外の部分中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第46条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「決定（）」を「裁決（）」に改める。

（霧島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第4条 霧島市固定資産評価審査委員会条例（平成17年霧島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみ

なす。

第6条に次の1項を加える。

- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「決定書正副各1通」を「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第5条 霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年霧島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第9条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「前項」を「前項本文」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第11条中「第9条第1項」を「第9条第1項本文」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第12条の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項前段中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第12条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は第10条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。) にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第14条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(霧島市税条例の一部改正)

第6条 霧島市税条例(平成17年霧島市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(霧島市文化財保護条例の一部改正)

第7条 霧島市文化財保護条例(平成17年霧島市条例第138号)の一部を次のように改正する。

目次中「第59条」の次に「・第59条の2」を加える。

第47条中「囲さく」を「囲柵」に改める。

第7章中第59条を第59条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

(審査請求)

第59条 この条例に基づく教育委員会の処分に対して不服のある者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、教育委員会に対して審査請求をすることができる。

(霧島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第8条 霧島市県営土地改良事業分担金徴収条例(平成17年霧島市条例第232号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「30日」を「3か月」に、「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定し」を「裁決し」に改める。

(霧島市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第9条 霧島市営土地改良事業分担金徴収条例(平成17年霧島市条例第233号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「30日」を「3か月」に、「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定し」を「裁決し」に改める。

(霧島市県費単独補助治山事業分担金徴収条例の一部改正)

第10条 霧島市県費単独補助治山事業分担金徴収条例(平成17年霧島市条例第241号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「30日」を「3か月」に、「異議の申立て」を「審査請求」に改める。

(霧島市都市公園条例の一部改正)

第11条 霧島市都市公園条例(平成17年霧島市条例第272号)の一部を次のように改正する。

第18条中「第34条第3項」を「第34条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(霧島市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の霧島市情報公開条例第3章の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた霧島市情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等(以下「情報開示決定等」という。)又は同条例第4条第1項に規定する開示請求(以下「情報開示請求」という。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた情報開示決定等又は情報開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(霧島市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第3条の規定による改正後の霧島市個人情報保護条例第2章第6節の規定は、施行日以後にされた霧島市個人情報保護条例第22条第1項に規定する開示決定等(以下「開示決定等」という。)、同条例第34条第1項に規定する訂正決定等(以下「訂正決定等」という。)、同条例第42条第1項に規定する利用停止決定等(以下「利用停止決定等」という。)又は同条例第15条第2項に規定する開示請求(以下「開示請求」という。)、同条例第30条第2項に規定する訂正請求(以下「訂正請求」という。)若しくは同条例第38条第3項に規定する利用停止請求(以下「利用停止請求」という。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(霧島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第4条の規定による改正後の霧島市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

(霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第5条の規定による改正後の霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第1条、第8条第1項及び第4項、第9条、第10条、第11条、第12条並びに第14条の規定は、施行日以後にされた情報開示決定等若しくは開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は情報開示請求若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた情報開示決定等若しくは開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は情報開示請求若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。